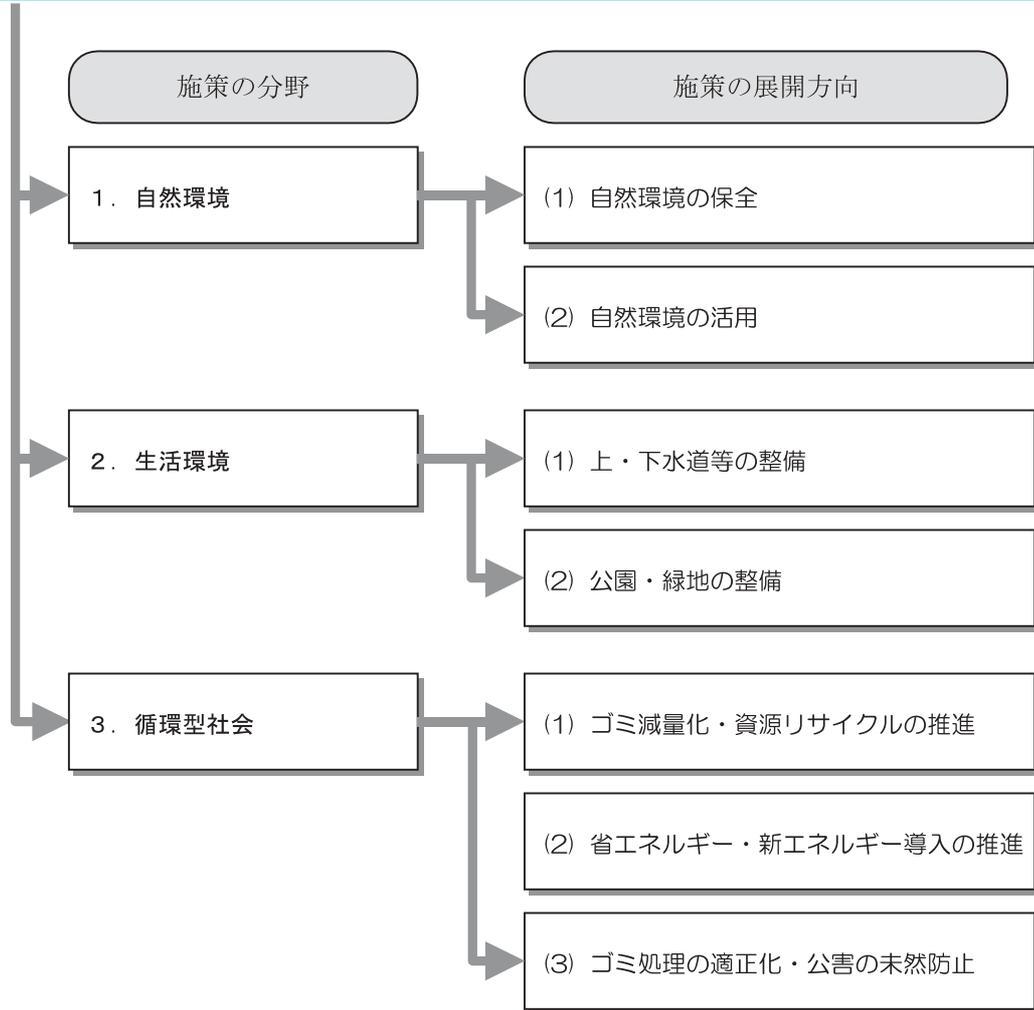


第2章 基本計画

第1節

人と自然が共生する うるおいのあるまちづくり



1. 自然環境

● 現況・課題

本市は、北上川、迫川が市の区域3等分するように南北に貫流し、多くの支流が注いでいるほか、西部には水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約^{※1}指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」など、豊かな水辺空間を有しています。また、東部には北上高地南端の森林、中央部には肥沃な田園地帯が広がっているなど、豊かな美しい自然環境に恵まれています。

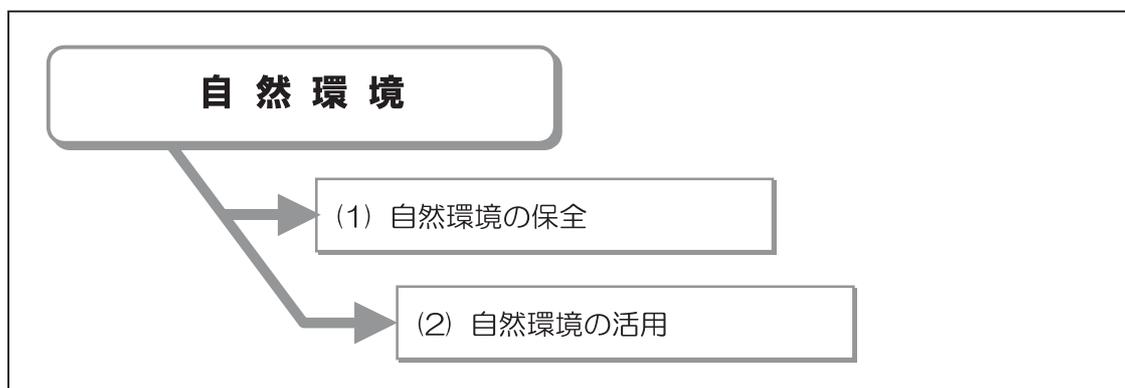
しかし、生活環境の変化による水質の悪化や伊豆沼などにおける外来種の食性による希少な在来水棲生物^{※2}の減少、さらには、地球温暖化^{※3}やオゾン層^{※4}の破壊などに代表される地球規模の問題など、近年の環境問題は、複雑化・多様化が進んでおり、行政だけで課題を解決することは困難となっています。

このため、本市のかけがえのない自然環境をこれからも守り、自然と共生する知恵とともに次代へと伝えていくためには、家庭・学校・職場・地域等の幅広い場で、環境教育や環境学習を推進し、子どもから大人まで多くの市民が、自然や農業・林業にふれあい、学べる機会をこれまで以上に創出していくことが求められています。

また、環境の保全と創造に取り組むための基本的方向を定める「環境基本条例^{※5}」の制定が必要となっています。

● 施策の体系

『うるおいのあるまちづくり』を推進していく上で、自然環境については、「自然環境の保全」と「自然環境の活用」の2つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



※1 ラムサール条約 国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。広く水辺の自然生態系を保全することを目的とする。

※2 在来水棲生物 これまでいた動植物が水中に生息していること。

※3 地球温暖化 二酸化炭素などの温室効果をもたらしガスの蓄積という人為的な要因が主因となって気候が急速に温暖化すること。

※4 オゾン層 大気の成層圏の地上から10～15キロにある、オゾン濃度の比較的高い層。生物に有害な紫外線を吸収する働きがある。

※5 環境基本条例 環境の保全についての基本理念と施策の基本となる事項を定める法律。国・地方公共団体・事業者・国民の責務のほか、環境保全の施策を総合的に推進するための環境基本計画の策定、地球環境保全に関する国際協力などを規定する。従来の公害対策基本法に代わって平成5年（1993）施行

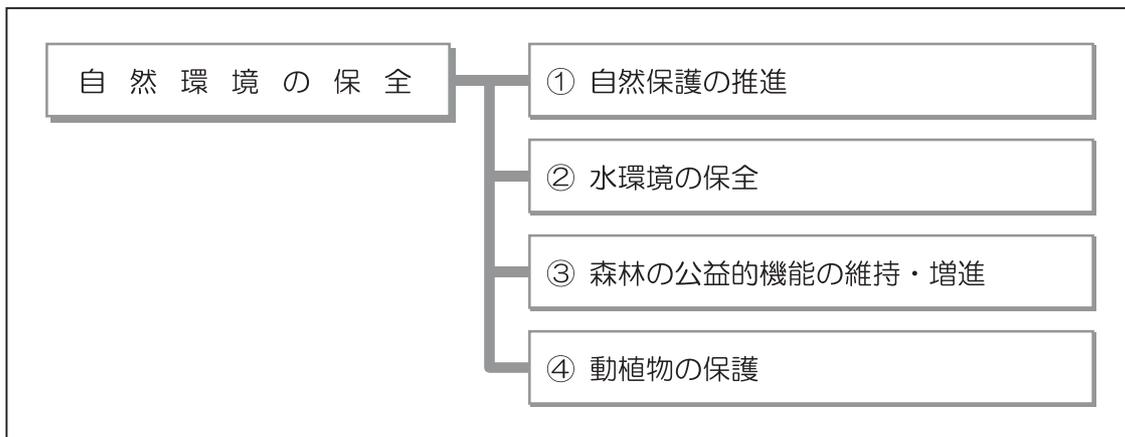
● 施策の展開方向

(1) 自然環境の保全

【施策の方針】

市民の積極的な参加のもと、多様性に富んだ豊かな自然とともに、自然と共生する知恵を次世代へと継承していくとともに、これらを生かしながら、市民のみならず、登米市を訪れる人々が水辺や森林にふれあい、親しめる「自然と共生する社会」の実現を目指します。

【主な施策等】



① 自然保護の推進

- * 親水空間^{※6}や森林空間の有する健全な生態系を保全するとともに、恵まれた自然の適正な整備、管理を推進し、自然の連続する生態系ネットワークの形成を図ります。
- * 地域に根ざした自然愛護教育の充実やキャンペーンの実施等、ふるさとの自然を愛し、守ることの大切さについて、市民意識の高揚を図ります。
- * 環境保全に大きな役割を果たす地域住民、NPO^{※7}、自然愛護団体等の活動を支援するとともに、専門的な知識や技能を有する人材の育成を図ります。
- * 環境基本条例に基づく環境基本計画^{※8}を策定し、市民との協働による良好な環境に関する長期的な取組を推進します。

② 水環境の保全

- * 美しい「水の里」の具現化に向けて、公共下水道をはじめ生活排水関連事業を推進し、湖沼・河川の水環境の保全を図ります。
- * 農業用水の効率的利用、下水処理水の再利用等により、河川の水源としての量的負荷を軽減し、豊かな水量を確保するとともに、健全な水循環機能の維持に努めます。
- * 市民参加による水辺の環境美化活動を推進し、清らかな水辺の回復を図ります。

※6 水に親しむ空間

※7 政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

※8 環境の保全についての基本理念と施策の基本となる事項を定める法律。国・地方公共団体・事業者・国民の責務のほか、環境保全の施策を総合的に推進するための環境基本計画の策定、地球環境保全に関する国際協力などを規定する。従来の公害対策基本法に代わって平成五年（一九九三）施行。

③森林の公益的機能の維持・増進

* 森林の保全を図るとともに、森林の持つ環境保全、水源かん養、災害防止等の公益的機能の維持・増進を図るため、造林、保育、間伐、伐採等の適正な森林施業を推進します。

* モニタリング等を実施し、経年変化などの情報収集に努め、優れた自然環境の保全と利用のバランスを図ります。

④ 動植物の保護

* 伊豆沼・内沼をはじめ、湖沼・河川に棲む野鳥・水棲生物及び水生植物、鱒淵川に舞う源氏ボタル、横山不動尊のウグイなど、水辺や森林に生息する動植物について、県等の関係機関と連携しながら、市民やNPO、ボランティア等との協働により適切な保護・保全を図ります。



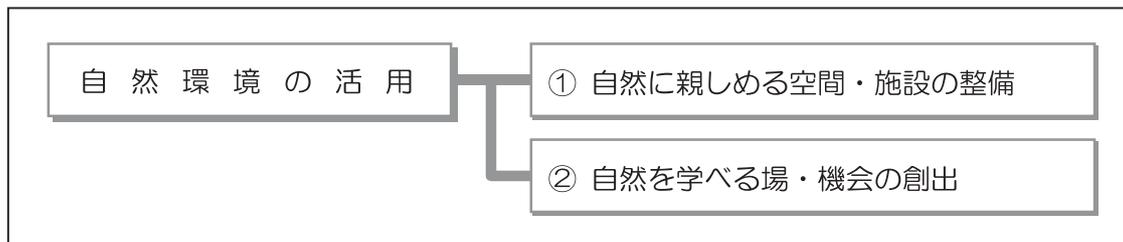
「私の好きな登米」写真コンテスト 入選 阿部 豊氏 (仙台市)

(2) 自然環境の活用

【施策の方針】

水辺、森林、田園などのうるおい空間を生かした観光・レクリエーション・交流や環境教育・環境学習を推進するなど、自然にふれあい、自然を学べる場や機会を創出します。

【主な施策等】



① 自然に親しめる空間・施設の整備

* 市民のみならず、本市を訪れる人々が水辺や森林の自然にふれあい親しめるよう、森林浴空間・親水空間、キャンプ場等施設の適切な管理・運営と整備を推進します。

* 専門的な知識や技能を有するエコ・ガイド^{※9}の育成等にあわせて、本市の自然を生かしたエコ・ツーリズム^{※10}を推進します。

② 自然を学べる場・機会の創出

* 伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターを拠点に、自然環境保全意識の高揚・普及啓発や、環境に係わる情報の受・発信機能を充実し、環境をテーマとした地域間交流を推進します。

* 学校教育や社会教育等と連携しながら、地域に根ざした市民等との環境教育・環境学習機会の充実を図ります。

* 市内小学生を対象とした学童農園の開設や先進農家見学会等を通じて、子どもたちの農業に対する理解、啓発に努めるとともに、自然体験施設等の整備を推進します。

※9 その地域の自然や文化、歴史などに精通していて、専門的な知識や地域にまつわる話などを、分かりやすく解説できる能力を持ったガイドのこと

※10 環境観光、自然環境やその地域に住む人々の住環境などを乱さないで、自然保護を意識した観光のこと

2. 生活環境

● 現況・課題

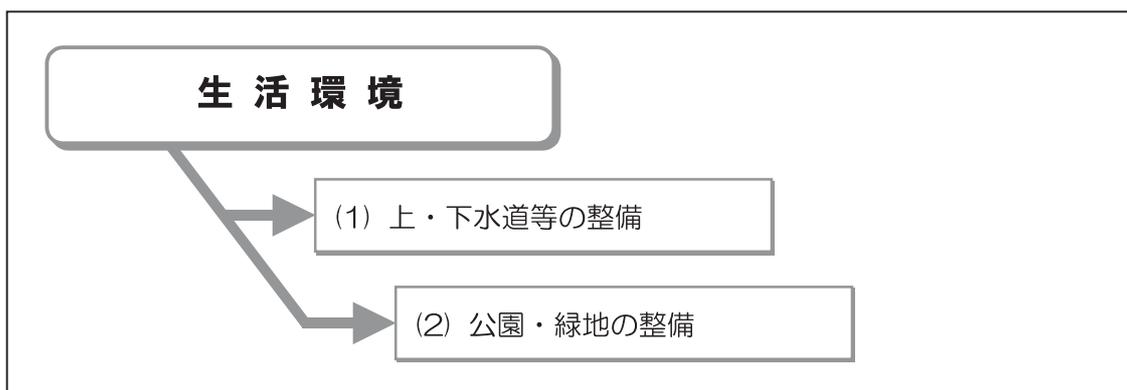
市民が豊かで、心身ともに健康的な生活の確保や企業活動の活性化を図る上で、良質な水道水の安定供給や公共下水道をはじめとする汚水処理施設は欠かせない生活施設であり、恵まれた自然環境を保全するためにも非常に重要な役割を担っています。このため、上水道事業と簡易水道事業の統合や下水道事業の全体的な見直しを進め、効率的な運営による経営基盤の強化を推進するとともに、管渠をはじめ、ポンプ場、浄化センター等の老朽施設の計画的な更新を図ることが求められています。

公園・緑地は、市民に潤いや安らぎの空間、スポーツ・レクリエーションなどを通じたコミュニティ活動の拠点として、さらには、災害時における避難場所としても重要な役割を有しています。将来想定される災害に対応するためにも、未整備となっている公園の整備や維持管理体制の充実、整備水準の低い地区等における適正な公園の配置が急務となっているとともに、市民の意見を積極的に取り入れながら、公園をだれもが安心して利用できるように、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えを反映した整備が求められています。

し尿処理は、計画的な収集体制を確立し、し尿処理施設（衛生センター）で衛生的に処理しています。また、火葬場は昭和47年から稼働していますが、いずれの施設も老朽化が進行し、補修を重ねながら使用している状態であり、処理性能の低下とともに、災害等の突発的な事故の危険性に対し早急な対応が求められています。

● 施策の体系

『うるおいのあるまちづくり』を推進していく上で、生活環境については、「上・下水道等の整備」及び「公園・緑地の整備」の2つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



● 施策の展開方向

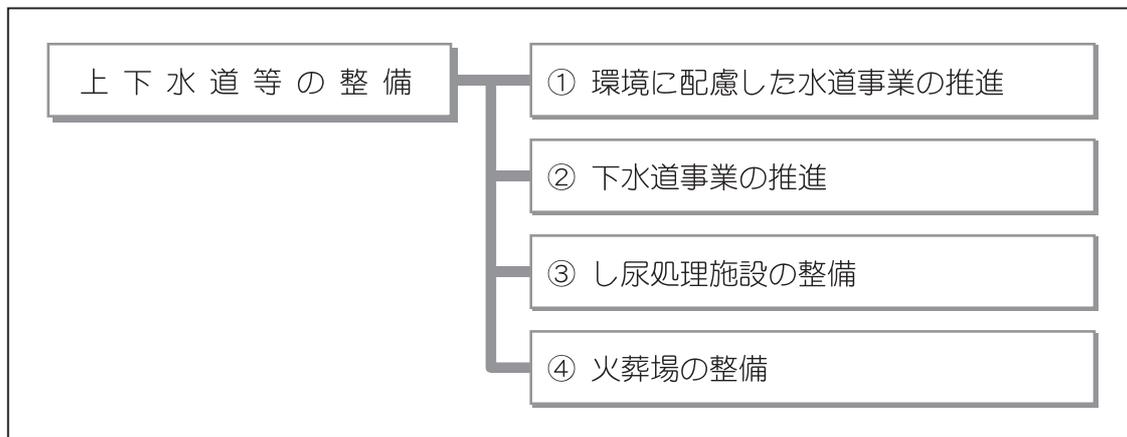
(1) 上・下水道等の整備

【施策の方針】

安全な水を安定的に安価で供給することを継続し、市民が安心して暮らせる環境をつくるとともに、快適で衛生的な生活環境の形成と公共用水域の水質の保全を図るため、公共下水道事業等の整備を推進します。

また、下水道の普及状況と調整しながら、し尿の適正な収集、運搬、処理業務を推進するとともに、火葬場やし尿処理施設等生活・衛生施設の整備、充実を図ります。

【主な施策等】



① 環境に配慮した水道事業の推進

- * 水道を取り巻く環境整備・保存に留意し、良質な水道水の供給を図ります。
- * 環境や健康に配慮するとともに、災害に強い水道を構築し安定供給を図ります。
- * 効率的な経営に努め、水道料金を抑制しながら次世代へ安定した経営を引き継ぎます。
- * 1市1水道に向けて上水道事業と簡易水道事業の統合を進めます。

② 下水道事業の推進

- * 市全域の整備計画を早期に策定し、公共下水道事業及び農業集落排水事業等の計画的な推進を図ります。
- * 下水道事業にあわせて、公共下水道及び農業集落排水への加入を促進するとともに、下水道事業区域以外の区域では、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活雑排水の適正な処理と衛生的で快適な生活環境を創出します。
- * 整備済区域の適切な維持管理を推進するとともに、下水汚泥の減量化や有効利用を進めます。

③し尿処理施設の整備

- *資源循環型社会の形成に向けて、し尿及び浄化槽汚泥・農集汚泥を処理する汚泥再生処理センターの整備を推進します。
- *汚泥再生処理の過程で発生する汚泥の、肥料や土壌改良材としての再生・有効利用を進めます。

④火葬場の整備

- *市民生活の多様化やダイオキシン・環境対策を考慮した上で火葬場の新規整備を進めます。

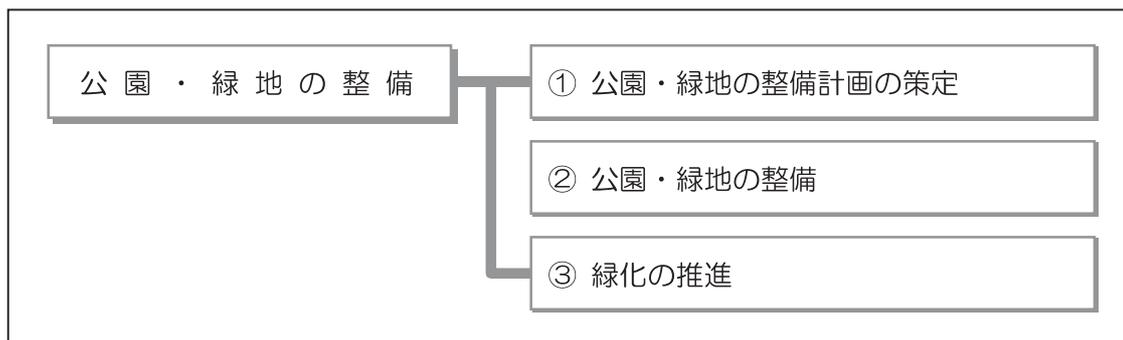


(2)公園・緑地の整備

【施策の方針】

市民の身近な休憩・スポーツ・交流の場として、さらには、災害時における避難の場として、適正な配置計画のもと、公園・緑地の整備を推進するとともに、緑豊かな生活環境の形成を図るため、市民・企業との協働で緑化推進活動に取り組みます。

【主な施策等】



① 公園・緑地の整備計画の策定

* 緑豊かな生活環境の形成を目標に、今後の取組方針を明らかにする「緑の基本計画」^{※11}を早期に策定します。計画の策定にあたっては、市民が愛着を感じられる公園・緑地の整備に向けて、計画づくりから市民の参画を促進し、市民ニーズの反映を図ります。

② 公園・緑地の整備

* 市街地内において、開設済み公園の適正な維持、管理を図るとともに、人口分布等を考慮しながら、公共空地等を活用した新たな公園の計画・整備を進めます。
* 集落部等において、水辺や田園・森林環境などの地域の特性を生かした公園・緑地の整備を進めます。

③ 緑化の推進

* 緑のうるおい豊かな生活環境の形成に向けて、街路や公共施設等における緑化を推進します。
* 民有地の緑化や花いっぱい運動など、市民との協働による緑化活動を推進するとともに、アドプト・プログラム^{※12}を促進します。

※11 緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等について、様々な取り組みを計画的に進めていくために定める計画

※12 一定の期間公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって道路、公園、駅前、商店街、河川敷等公共用地の清掃美化を行い、行政は市民の清掃美化活動を支援するシステムのこと

3. 循環型社会

● 現況・課題

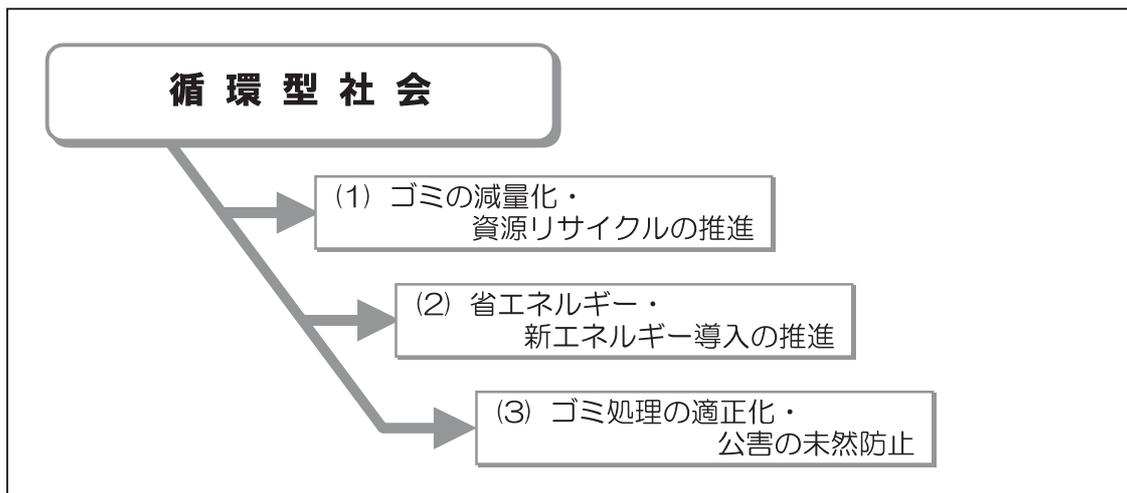
地球温暖化による気候の変化が、自然や生態系、また農林水産業などの産業活動や人の健康面にも影響が及ぶ恐れがあり、人類共通の課題として市民・事業者・行政の役割と責任を明確にし、地球規模での環境問題に自主的かつ積極的に取り組んでいくことが求められています。

本市においては、平成9年4月より増え続けるゴミに歯止めをかけるため、県内では先進的な受益者負担を導入してゴミの有料化及び資源の分別収集を開始し、"分ければ資源（無料）、混ぜればゴミ（有料）"の基本方針のもと、減量化及び分別の努力をした人にメリットが出る仕組みを構築してきました。

また、風力・太陽光・バイオマスなど、自然エネルギーや動物の排泄物、植物等を利用した地球にやさしい再生エネルギーの可能性について検討する必要があります。さらに、不法投棄や野焼きなどに対して迅速かつ適正な指導体制の確立や環境パトロールを実施して未然防止に努めており、市民・事業者・行政が協働してエコポリス（持続可能型社会）の形成に参加していくことが重要となっています。

● 施策の体系

『うるおいのあるまちづくり』を推進していく上で、循環型社会については、「ゴミ減量化・資源リサイクルの推進」、「省エネルギー・新エネルギー導入の推進」及び「ゴミ処理の適正化・公害の未然防止」の3つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



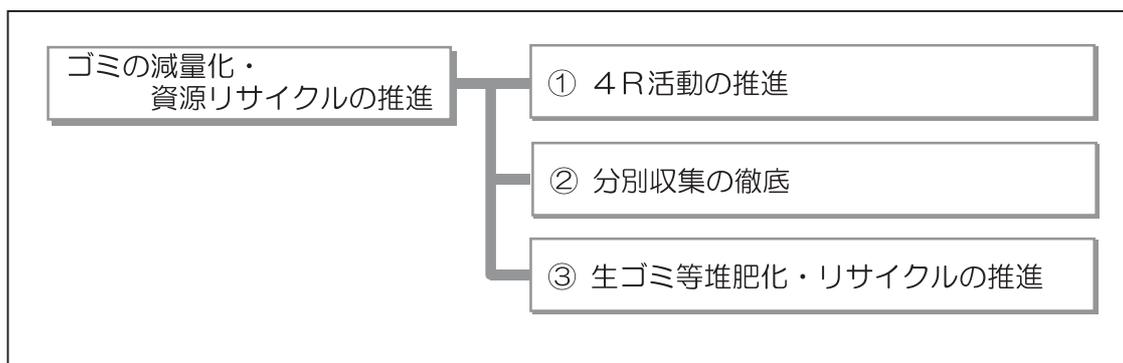
● 施策の展開方向

(1) ゴミ減量化・資源リサイクルの推進

【施策の方針】

循環型社会の構築に向けて、市民や事業者、行政それぞれが大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、ゴミの減量化と資源リサイクルへの取組を推進します。

【主な施策等】



① 4R活動の推進

- * 4R活動^{※13}について、家庭・学校・職場・地域等幅広い場で子どもから大人まで多くの人が学べるよう、学習の機会を広げ循環型社会の構築を進めます。
- * 教育施設において、4R活動や自然環境保全、地球環境問題について学習するなど、幼児期・学齢期の発達段階に応じた環境教育を進めます。
- * 廃棄物のリサイクルや発生抑制、再利用に積極的に取組、ゴミ減量運動を推進します。

② 分別収集の徹底

- * 登米市としてのゴミの分別収集計画、保管施設整備及び再商品化制度の早期確立に努め、容器包装リサイクル法に対応したゴミの分別化の徹底を図ります。

③ 生ゴミ等堆肥化・リサイクルの推進

- * 生ゴミ処理機等の普及による家庭ゴミのコンポスト化を推進するとともに、この取組を通じた、ゴミの減量化やリサイクル等に関する市民意識の啓発を図ります。

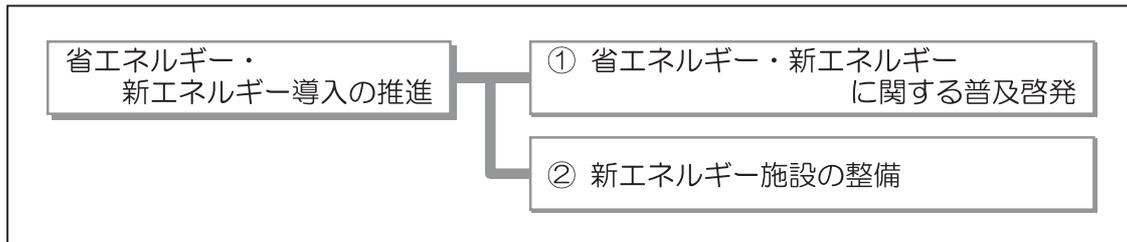
※13 Refuse（ゴミになるものを拒む）Reduce（減らす）Reuse（再使用する）Recycle（再生させる）の環境に配慮した活動

(2)省エネルギー・新エネルギー導入の推進

【施策の方針】

地球温暖化対策への取組として、エネルギー使用の抑制に努めるとともに、登米市をイメージアップする、環境に優しい新エネルギーの導入を推進します。

【主な施策等】



①省エネルギー・新エネルギーに関する普及啓発

- * 家庭・教育施設・職場・地域等幅広い場で、子どもから大人まで多くの人々を対象に地球環境問題等に関する環境教育活動を推進します。
- * 地球温暖化対策の一環として、家庭から排出される温室効果ガスの削減を図るため、各家庭への環境家計簿^{※14}及び省エネナビ^{※15}の導入を促進しながら、事業所等への環境配慮活動の協力を推進します。

②新エネルギー施設の整備

- * 風力・太陽熱・太陽光等の地球にやさしい新エネルギー施設及びバイオマスの再生エネルギー施設の整備を検討するとともに、市の施設への自然エネルギーの導入を推進します。
- * 市の公用車は、率先してクリーンエネルギー自動車の導入を進め、市民・事業者等への普及啓発に努めます。
- * 住宅の省エネ化の情報提供や啓発とともに、住宅への太陽光発電や太陽熱利用設備の導入を推進します。

太陽光発電施設



※14 電気、ガス、水道、ガソリンの使用量やごみの量から二酸化炭素排出量を求め、自分の生活がどのくらい環境負荷をかけているのかを知り、省エネに取り組んだ環境に優しいライフスタイルを実行していくための道具

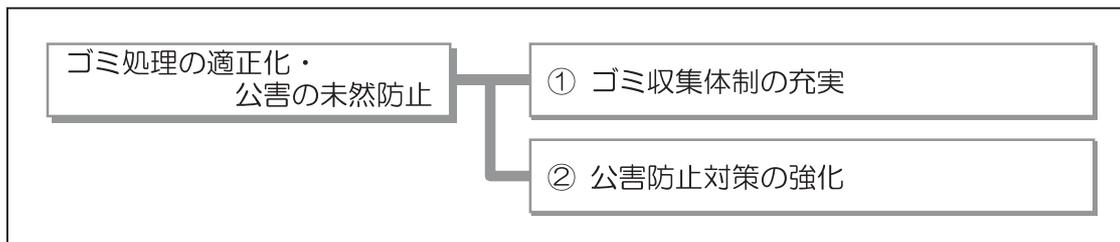
※15 家庭の分電盤に計測器を取り付け、電力使用量や料金、二酸化炭素排出量をリアルタイムで表示する機能を持ち、省エネ意識の向上を図るための機器

(3) ゴミ処理の適正化・公害の未然防止

【施策の方針】

健康で快適な市民生活を保持していくため、ゴミ処理の適正化を図るとともに、市民への情報提供の推進や監視・指導の強化などにより、公害の未然防止に努めます。

【主な施策等】



① ゴミ収集体制の充実

- * ゴミの収集・運搬・処理システムの拡充を図り、市内全域で週2回の収集体制（可燃ゴミ）を確立します。
- * ゴミの排出マナーの向上と環境美化の推進に向けて、市民への情報提供活動を実施します。

② 公害防止対策の強化

- * 県等関係機関と連携しながら、水質汚濁や大気汚染、騒音などの公害監視体制の強化とともに、公害発生時における迅速な対応・早期解決を図ります。
- * 「環境パトロール」などにより、ゴミの不法投棄や野焼きに対する監視体制の強化を図るとともに、保健所や警察等と連携した迅速な対処を図ります。
- * 広報等を通じた情報の提供を充実し、市民のゴミ排出のマナー向上と環境美化に関する意識の高揚を図ります。